

マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書

徳島県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に基づき、マッチング支援事業における移住支援金対象法人の登録を申請します。

1 申請者欄

フリガナ														
法人名 代表者氏名														
本店所在地	〒													
法人番号														※「法人番号」は、13桁の 番号を記入してください
連絡先	担当者													
	電話番号													
	メールアドレス													

2 申請者に係る確認事項（該当する欄に○を付けてください）

(1) 国が定める共通要件

官公庁等（※1）ではないこと	該当する	該当しない
資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（※2）ではないこと	該当する	該当しない
みなし大企業ではないこと（※3）	該当する	該当しない
本店所在地が東京圏（※4）のうち条件不利地域（※5）以外の地域にある法人等（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと	該当する	該当しない
雇用保険の適用事業主であること	該当する	該当しない
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと	該当する	該当しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと	該当する	該当しない

※1 第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人等又は地方公共団体から補助を受けている法人等を除く。  
 ※2 資本金概ね50億円未満の法人等であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人等を除く。  
 ※3 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。  
 ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人  
 ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人  
 ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人  
 注）ただし、2（1）の2番目の要件で本事業の対象となる法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない。  
 ※4 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県  
 ※5 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(2) 徳島県が定める要件

別紙「(1) 徳島県が定める要件」に該当すること	該当する	該当しない
--------------------------	------	-------

(3) その他

別紙「(2) 移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項」について	誓約する	誓約しない
「ジョブナビとくしま（※6）」への求人情報の掲載について	同意する	同意しない
「ジョブナビとくしま」に掲載した求人情報について、求人サイトを運営する民間事業者が活用できるようオープンデータとして提供することについて	同意する	同意しない

※6 徳島県が管理運営する就職支援情報サイト

管理コード（徳島県使用欄）	
---------------	--